

東郷町子どもの権利に関する条例制定のための

子どもの権利に関するワークショップ

報告書



平成25年8月19日開催

愛知県 東郷町

ワークショップの概要

1 目的

東郷町の未来を担う中学生の「子どもの権利に関する条例」の制定への参画機会として「子どもの権利に関するワークショップ」を開催し、中学生の視点からの検討を加え、条例制定の際の参考とする。

また、「子どもの権利に関するワークショップ」への参加により、中学生の子どもの権利に対する意識の醸成を図る。

2 実施概要

(1) 日時

平成25年8月19日(月) 午後1時から午後4時まで

(2) 場所

イーストプラザいこまい館2階指導会議室

(3) 参加生徒

中学2年生 18名(各校6名×3校)

3 ワークショップの内容

(1) 子どもの権利って？(子どもの権利条約を見てみよう！)

(2) 自己紹介(他者紹介)

(3) 権利のオークション(社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン開発教材から)

(4) グループワーク

(5) グループ発表

(6) 講評

4 参加生徒名

Aグループ

諸輪中学校 杉山 太一さん
諸輪中学校 小河原寛子さん
東郷中学校 中村航士朗さん
東郷中学校 大池 汐里さん
春木中学校 佐古 雅希さん
春木中学校 山田 莉沙さん

Bグループ

諸輪中学校 日高 龍一さん
諸輪中学校 戌亥 柚華さん
東郷中学校 石川 晃臣さん
東郷中学校 岩口 彩奈さん
春木中学校 石川 未麗さん
春木中学校 増田匠太郎さん

Cグループ

諸輪中学校 高橋慎太郎さん
諸輪中学校 高橋 あゆさん
東郷中学校 長尾 周治さん
東郷中学校 伊藤 清賀さん
春木中学校 藤村 隆平さん
春木中学校 村岡 真衣さん

5 ワークショップ運営

東郷町 福祉部 子育て支援課

「他者紹介」の進め方

■ねらい

これからグループワークを行うに当たり、グループ・メンバーを知る。

■実施方法

- 1.2人一組になる。
- 2.1人が、もう1人に対し自己紹介をする。(1分)
- 3.自己紹介をした人にインタビューする。(2分)
- 4.入れ替わって、同じように「2・3」を行う。
- 5.グループ全員の前で、隣の人を紹介する。(1分×6人)
 - ・「私の隣の〇〇中学校の〇〇さんを紹介します。」
 - ・「〇〇さんの〇〇は、・・・・・・・・です。」
 - ・「〇〇さんの〇〇は、・・・・・・・・です。」
 - ・「以上で、〇〇さんの紹介を終わります。」(拍手)

他者紹介シート

紹介する隣の人 の名前(〇〇さん)	
〇〇さんの自己紹介内容	

【インタビューしてみよう!】

〇〇さんの得意なこと	
〇〇さんの好きなこと	
〇〇さんの夏の思い出	
〇〇さんが最近熱心に取り 組んでいること	

「権利のオークション」の進め方

■この教材の出所

社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン開発教材

■ねらい

オークション体験を通して、自分と他の子どもたちの考えや物事のとらえ方の違いを知る。

■実施方法

○所持金（5,000円）内で、自分が欲しいものに希望価格をつける。

○最も高い値段をつけた人がその権利を得ることができる。

○希望価格をつけるのは、自分の欲しいものだけで良く、全てに金額をつける必要はありません。

○希望価格は、100円単位で記入する。

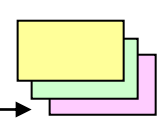
■オークション結果（グループでの落札価格）

No.	出品リスト	Aグループ 落札価格	Bグループ 落札価格	Cグループ 落札価格
1	いつでも好きな人に会える権利	800	800	300
2	世界中のおいしいものを食べられる権利	900	0	600
3	無料でいつでも、どんな医療でも受けられる権利	1,000	4,000	3,500
4	歌がうまく歌える権利	300	0	0
5	無料でいつでも、世界中を旅行できる権利	900	600	1,500
6	誰にも差別されない権利	400	2,000	1,000
7	人にじゃまされず自分の好きなことができる権利	1,100	5,000	2,000
8	無料でいつでも、どんな教育でも受けられる権利	900	1,000	1,500
9	好きなだけ寝られる権利	900	1,500	2,000
10	スポーツが上手くなる権利	1,000	600	200

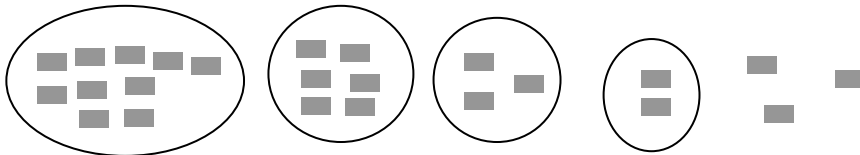
「グループワーク」の進め方

Step.1 司会・書記・発表者（2人以上）の決定

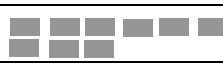








Step.2 個人で考えて、みんなでグルーピングしよう！

- 考える事項（家庭・学校・地域など、身近な出来事から考えてみよう！）
 1. 大切だと思う権利 ～子どもたちが豊かに暮らせる『幸せの条件』～
（4つ程度）→ 黄色 → 
 2. この権利が「守られている」と感じたこと。 → 緑色
 3. この権利が「守られていない」と感じたこと。 → ピンク

（重ねておく）
- 「大切だと思う権利」を順番に読み上げて、皆が見えるように置く。
- このとき、他のメンバーでも「同じようなもの」や「似たようなもの」があれば、読み上げて、近くに置き、グループにする。
- 全ての意見が出たら、全体を見回し、グルーピングを見直す。



- 各グループを模造紙の所定の場所に置き、「守られていること」と「守られていないこと」を読み上げて、振り分ける。ワークシート1（模造紙）に貼り付け。

大切だと思う権利	守られていること	守られていないこと
		
		
		

Step.3 わたしたちが考える『子どもの権利条例』を作ろう！

- 出された権利を元に、グループで考える『子どもの権利条例』を作ってみよう。
- 条例は、意見の多いものを参考とし、5つの条文を考える。
- ワークシート2（模造紙）に記入。

Step.4 子どもが守らなければならない『責任と義務』について考えよう！

- 最後に、5つの権利を行使するに当たって、子どもたちが守らなければならない責任や義務について考えてみよう。

Aグループ / 条例提案

わたしたちが考える『子どもの権利条例』

第1条	子どもは、教育を受けやすい環境で知識をのばせる権利を持っています。
第2条	子どもは、部活動など伸び伸びとできる環境の中で行える権利を持っています。
第3条	子どもは、自分の意見を主張でき、規則などを考え直せる権利を持っています。
第4条	子どもは、身分差別されず、平等に同じことができる権利を持っています。
第5条	子どもは、生きる権利を持っています。

子どもたちが守らなくてはならない『責任と義務』

第6条	○子どもは、生きなければいけない。 ○子どもは、人とふれ合い大切なことを学ばなければならない。 ○子どもは、人の権利を妨害しない。
-----	---



条例提案までに出された意見(Step. 2)

大切だと思う権利 ～子どもたちが豊かに暮らせる 『幸せの条件』～	左の権利が守られている と感じたこと。 (家庭・学校・地域)	左の権利が守られていない と感じたこと。 (家庭・学校・地域)
<ul style="list-style-type: none"> ○本や体験などを使って(行って知識を伸ばす権利) ○教育を受ける権利 ○中学生までで働ける知能をつける権利 ○同じだけ教育を受ける権利 ○子どもはみんな同じように勉強を受けることのできる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○職場体験など体験活動を多くやれること ○内容がよく分からない人には長期休みの時に個別指導をしていること ○みんな同じ教室で同じ内容を勉強できる ○同じ教科書などで勉強し、同じ内容で進められる ○日本では義務教育があること 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども側としては図書館が不便に思えるところ ○欠席した場合に、もう一度授業を受けることができない ○授業スピードが遅く、教科書の後ろの方のページが、ほぼ素通りである ○塾などでは、内容が異なったり教え方も違ってくる ○貧しい国では、学校に行くことができない人がいる
<ul style="list-style-type: none"> ○自分のやりたいことや得意なものを周りにアピールできる権利 ○自分が意見を出したり、主張をしてもいい権利 ○自分自身が考える意見を伝えられる権利 ○自分の意見や子どもの意見で規則や条例を考え直せる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○大会などで自分の得意なことやすごいところを周りに見せることができ、その力が認められる ○意見を出してダメと言われず、自由な意見で主張できる ○アンケートや話し合いの場に参加できること 	<ul style="list-style-type: none"> ○場所や環境、お金が原因でやりたいくてもやれないものがある ○必ずしも意見を聞いてもらえるわけではない ○校則など前から決まっていることは変えられず、その校則をやぶると怒られる(意見を聞いてくれない)
<ul style="list-style-type: none"> ○部活動やクラブでのびのびと活動できる権利 ○スポーツを行う権利 ○教育やスポーツを過ごしやすい環境のなかでできる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校の体育館や町の体育館を使って活動できる ○大会などを大きな会場でできる 	<ul style="list-style-type: none"> ○その会場に行くためのお金や器具を買うためのお金がなく、バスではなく、親の車、自転車、徒歩で行くこと。 ○壊れかけの器具を使っている ○家に帰った時に、スポーツ(運動)をするスペースが少ない ○教室や体育館で壊れている扇風機や風通りがあまり良くない状態で授業やスポーツをしている
<ul style="list-style-type: none"> ○好きな場所に行くことができる権利 ○自由に遊ぶ権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○旅行に行くことができる ○やりたいことを自分からできる ○学校後、自由に遊べる ○休んだり遊んだりすることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○国によっては行くことができない所があること ○子どもの遊ぶために使う施設が少ない ○小さい子などの誘拐
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられない権利 ○暴力を受けない権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめられているか調査している ○暴力はいけないという考えがしみついている 	<ul style="list-style-type: none"> ○調査結果が親などに発表されない ○発見できなければそのままになる
<ul style="list-style-type: none"> ○身分差別がされず、平等に同じことができる権利 ○男女差別(分けられる)ことなく生活していく、平等に生活していく権利 ○男女平等な暮らし(生活)という権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○どんな子どもでも皆仲良く遊んだり、話したり、勉強でき、いろんなところへ行ける ○教育の中で、自分の心や体の持つ力をのばしていく 	<ul style="list-style-type: none"> ○親の都合や自分の身近な人のせいで、自分まで別の扱いをされることがある
<ul style="list-style-type: none"> ○名前や国籍を持ち、親を知り、親に育てられる権利 ○親が子を大切に育てる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○親やその代わりになる人から心や体の成長に合ったサポートを受ける 	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力やひどい扱い ○無理やり他国に連れて行かない(守る)権利
<ul style="list-style-type: none"> ○幸せになることのできる権利 ○笑うことのできる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○親や好きな人と一緒にいることができたり、食べることとかができる ○いつでもどんな時でも、自由に笑って過ごすことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○親がいなかったり、好きなことができない場合 ○何かのショックで笑えなくなったり、笑うことのできる環境ではない場合
<ul style="list-style-type: none"> ○生きる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○けがや病気の時、手当を受けることができること 	<ul style="list-style-type: none"> ○貧しい人が病院などに行けないこと
<ul style="list-style-type: none"> ○好きな夢を追う権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○自由な職につけること 	<ul style="list-style-type: none"> ○「無理」と夢をあきらめさせること

Bグループ / 条例提案

わたしたちが考える『子どもの権利条例』

第1条	子どもは、自分の親に愛情を込めて育てられる権利を持っています。
第2条	子どもは、全ての子どもが皆平等に教育を受けられる権利を持っています。
第3条	子どもは、皆平等に福祉・医療サービスを受けられる権利を持っています。
第4条	子どもは、誰からも幸せをうばわれたい権利を持っています。
第5条	子どもは、親からの暴力やひどい扱いから守られる権利を持っています。

子どもたちが守らなくてはならない『責任と義務』

第6条	<ul style="list-style-type: none">○子どもは、教育を受ける。○子どもは、大人になったら親孝行をする。○子どもは、周りの人の気持ちを考え、意見を言ったり、行動したりする。○子どもは、自分のやるべきことをやってから、自分の意見を尊重する。○子どもは、与えられた幸せをムダにしない。
-----	---



条例提案までに出された意見(Step. 2)

大切だと思う権利 ～子どもたちが豊かに暮らせる 『幸せの条件』～	左の権利が守られている と感じたこと。 (家庭・学校・地域)	左の権利が守られていない と感じたこと。 (家庭・学校・地域)
<ul style="list-style-type: none"> ○親に育てられる権利 ○親に育てられる権利 ○親からの心や体の成長に合ったサポートを受ける権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○親は、子どもを育てるために働いてくれている ○私の親や周りの親は、自分達が働いたお金で、生活ができていますので、守られていると思う ○親が見守っていてくれること 	<ul style="list-style-type: none"> ○親がなくなってしまった子どもは、親がない。働いていない親もいる ○親に“ぎゃくたい”されている子がいるので、守られていないと思う ○ぎゃくたいを受けている子どもがいること
<ul style="list-style-type: none"> ○教育を受けられる権利 ○みんな同じように教育を受けられる権利 ○貧富の差(所得格差)にかかわらず、全ての子どもが平等な教育を受ける権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分が毎日学校に行くことができる ○中学までは義務教育がある ○現代においては、義務教育によって子どもに最低限の教育が保障されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○お金がなくて学校に行けない子どもがいる ○しかしながら、義務教育の下で教育を受けることが保証されていても、やはり教育を受けるには金がかかる。
<ul style="list-style-type: none"> ○誰からも幸せをうばわれない権利 ○誰からも幸せをうばわれない権利 ○誰からも幸せをうばわれない権利 ○親がいかなる人間であろうと、その子どもが責め立てられる決してない権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○普通の生活を送れている(幸せな)子どもがいる ○生活の中で自由に過ごしたり、意見を言うことができる ○これは一応法律によって保障されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○権利を守られていない子どもがいる ○犯罪にまきこまれて幸せを失うことがある ○いじめで幸せをうばわれている子どもがいる ○関係がなくても誘拐されたり、殺されてしまうことがある ○親が重大な犯罪をしたとき、その子どもはマスメディア等につっこく追いかけて回されたりしている(報道の自由は一線を越えている)
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが生きる・育つ権利 ○生きる権利・育つ権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校・中学校に必ず行ける ○生まれてきた人にはある権利でも、周りの人によって変わることがある。みんな生きているし、親などに育てられているので、守られていると思います 	<ul style="list-style-type: none"> ○親がしっかりと面倒を見ない ○生きることを誰かに奪われたり、育つことができなかつた子がいるのがこの世の中なので、守られていないと思います
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもは、人種・障がいなどの差別がない権利 ○障がいがあっても、社会に参加し、十分な幸せを送る権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○手話や点字などがあって障がいを持っていても話したりできるようにになっている ○障がいの人のための学校や施設がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいを持った人をバカにしていじめている
<ul style="list-style-type: none"> ○誘拐されない権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○見回るをする人がいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○誘拐される子どもがいる
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの医療費がタダな権利 ○いつでも健康でいるために医療・保健サービスを受ける権利 ○医療・保健サービスを受ける権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○大きなケガでたくさんの金を払わなくてもいい ○様々な場所に医療施設があるので、守られていると思います ○子どもは無料で医療を受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○本当に小さなケガでも病院へ行く ○医療がまだ進歩していなくて重い病気だったりすると、健康でいられていないので、守られていないと思います
<ul style="list-style-type: none"> ○親からの暴力やひどい扱いから守られる権利 ○親からの暴力やひどい扱いから守られる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設などがあるので、守られているとおもいます ○保護される子どもがいる 	<ul style="list-style-type: none"> ○周りの人に気付いてもらえず、命を落としてしまう子がいるので、守られていないと思います ○親にひどい扱いをされていても保護されない子どももいる

Cグループ / 条例提案

わたしたちが考える『子どもの権利条例』

第1条	子どもは、自由に友達を作ることができる権利を持っています。
第2条	子どもは、自分の意見を自由に表す権利を持っています。
第3条	子どもは、平等な教育を受ける権利を持っています。
第4条	子どもは、いつでも医療を受ける権利を持っています。
第5条	子どもは、いじめや差別から守られる権利を持っています。

子どもたちが守らなくてはならない『責任と義務』

第6条	○子どもは、勉学・運動に励まなければなりません。 ○子どもは、友達と仲良くしなければなりません。 ○子どもは、規則正しい生活を心がけなければなりません。
-----	--



条例提案までに出された意見(Step. 2)

大切だと思う権利 ～子どもたちが豊かに暮らせる 『幸せの条件』～	左の権利が守られている と感じたこと。 (家庭・学校・地域)	左の権利が守られていない と感じたこと。 (家庭・学校・地域)
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめや差別から守られる権利 ○人種・性別・宗教・障がい・貧富の差・考え方などによって差別されない権利 ○人種・性別・宗教・障がい・貧富の差・考え方などによって差別されない権利 ○性別などによって差別されない権利 ○人種・宗教・貧富の差などによって差別されない権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○クラスでいじめが起きていないこと ○いじめ防止のための活動 ○学校で一緒に勉強したから 	<ul style="list-style-type: none"> ○ニュースで見る自殺 ○ひいき・いじめ ○海外での人種隔離政策があること
<ul style="list-style-type: none"> ○医療の優先 ○医療を受ける権利 ○無料でいつでもどんな医療でも受けられる権利 ○子どもが病気になってもすぐに手当が受けられる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○診察の無料化 ○18歳まで医療費無料 ○東郷町は、子どもの医療が無料なので、すぐに行けるし、生きやすいと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ○規模の大きな治療に多額の金がかかる ○たまに病院が混雑すると、2～3時間かかってしまって、すぐに受けなくてはならない人が待たされてしまうことがある
<ul style="list-style-type: none"> ○みんな同じように教育を受ける権利 ○きちんと教育を受ける権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○みんなと同じ教材で同じ授業を受けていること 	
<ul style="list-style-type: none"> ○自分の意見を自由に表す権利 ○自分の意見を自由に表す権利 		<ul style="list-style-type: none"> ○自分の意見の前に物事が決まっていたこと
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが自由に友達を作ることができる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生になり、友達の数が多くなったこと 	<ul style="list-style-type: none"> ○友達が作れない子どもがいること
<ul style="list-style-type: none"> ○自由な行動の権利 ○考え方や宗教などを自分で選ぶ権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○自由にものを買える ○公共の交通手段を使用できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○家からの距離などで変動しない ○夜10時の補導
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが意見を言いやすい場を作る権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○電話などで相談できるツールがあること ○話しやすい人が聞いてくれる ○大人を頼ったりできる 	<ul style="list-style-type: none"> ○家であったことを怒られて、理由があったのに大人の立場が大き過ぎて言えない時がある
<ul style="list-style-type: none"> ○売り買いされない権利 		
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもは嫌なことや心が傷ついた時に誰かに相談できる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○チャイルドラインなど相談できる人がいること 	<ul style="list-style-type: none"> ○人に相談できる環境じゃなくて、ひきこもりをする子どもをニュースで見たこと
<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全をしっかりとし、子どもの事故を少しでも減らせるよう、学校でも安全の授業を受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校でしっかりと交通安全について教えているので、危ないことは教えてもらえる 	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校高学年から中学生と大きくなるにつれて、信号無視や自転車のヘルメットをかぶらないなど安全になろうとしなくなってきた
<ul style="list-style-type: none"> ○子どもは失敗しても許される権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○何か失敗をした子どもを許す大人 	<ul style="list-style-type: none"> ○失敗した子どもを強くしかる親や体罰
<ul style="list-style-type: none"> ○色々な施設に無料で入れる、そして、資料をたくさん見れる権利 	<ul style="list-style-type: none"> ○博物館や美術館で無料なことが多い ○図書館なども無料で本を貸し出したりしてくれている 	<ul style="list-style-type: none"> ○少し料金がかかる所もあるが、中学生はだいたい大人料金になってしまって、もう少し「学生料金」を増やしてもらいたい

条例提案のまとめ / A～Cグループ

※ ワークショップ終了後に、子育て支援課で分類

生きる権利

生きる権利(A)

誰からも幸せをうばわれない権利(B)

(福祉・医療)

皆平等に福祉・医療サービスを受けられる権利(B)

いつでも医療を受ける権利(C)

育つ権利

自分の親に愛情を込めて育てられる権利(B)

(教育)

平等な教育を受けられる権利(C)

教育を受けやすい環境で知識をのびせる権利(A)

全ての子どもが皆平等に教育を受けられる権利(B)

部活動など伸び伸びとできる環境の中で行える権利(A)

守られる権利

いじめや差別から守られる権利(C)

身分差別されず、平等に同じことができる権利(A)

親からの暴力やひどい扱いから守られる権利(B)

参加する権利

自由に友達を作ることができる権利(C)

(自分の意見)

自分の意見を自由に表す権利(C)

自分の意見を主張でき、規則などを考え直せる権利(A)

- 普段「子どもの権利」という、子どもが持っている権利を見直したり考え何か思ったりすることはなかったけど、今日、こういう「ワークショップ」に参加できて、この条文はどうだろう、とか、今までどうだったかなあ、と考えることができた。今日、グループで考えてまとめた条例・権利を参考にしてこれからに向けて考えていってほしいと思う。他にもどんな権利などがあるのか調べてみたい。まだまだ、今日意見が出なかったことについてもふり返ったり、改善していくことが必要だと感じた。「子どもの権利」を見直すとともに、これからも「権利」を深く知っていきたいと思う。
- 人それぞれ大切にしたい権利やあったらいいなと思う権利が違い、その意見が合わさったとき、とてもいい意見として出すことができました。子どもは、まだ一人では生きて行けず、親や友達、先生、地域の人たちの支えがあってこそ幸せに暮らし、成長できるので、今日の話し合いで自分達の意見が言えたことはとてもよかったです。ですが、今守られていないのではないかと思う条文はたくさんあると思うので、私たちによって改善され、より暮らしやすい学校・町になっていくとうれしいです。私達が守らなければならない義務など、もう一度見直していきたいです。
- 子どもは教育を受けたり、遊んだりすることができている。これを改めて考えると、とても幸せなことだと思う。子どもにも権利があり、それは皆平等にあることだと気付いた。どんな人にも自分の意見を自由に表すことができる。これが一番平等であることではないかと感じた。親に育ててもらい、生きる権利・育つ権利が成り立っている。親が守っている権利の多さに気付き、親の大切さを改めて実感した。
- 条例を作るには、たくさんの意見が出て、発表して、その中から決めるのは大変なことだと改めて分かった。また、町内の他の学校の人達とふれ合い、いろいろな人の意見が聞けてよかった。このようなことがあれば、また来たいと思った。前に出ることの自信がついた。
- これまで私達と深い関わりがあるのに、こうした子どもの権利の条例について考えたことはありませんでした。しかし、今回のワークショップを通じて、様々な権利に対する意見の相違や、それによって動かされる条約の内容を知ることができました。また、それに伴う責任と義務も心に留め、家庭・学校・地域の活動をしていきたいです。
- 子ども権利に対して考えたことが無かったので、普段の生活を見直すという点でもよい体験をしたなと思う。子どもの権利を守ってもらうにあたって、私たち子ども自身の責任や義務があることを知り、守らなければならないなと思う。幸せの条件（大切だと思う権利）を書き出して、その権利が「守られている」と感じたこと、「守られていない」と感じたことを考えてみて、まだまだ改善点がたくさんあることに気付かされた。そして、その改善点で自分にできることがあればどんどん協力していきたい。
- 子ども権利条約を見直してみると、中には守られていない条約もありました。特に気になったのが、“親からの暴力やひどい扱いから守られる権利”というものです。ニュースで小さな子どもが親からの暴力などでなくなってしまうと聞くことがあります。このようなことがなくなるよう、より良い条例を作っていくことに協力したいです。条約の41条では、「子どもの権利条約よりも良い法律や決まりがあればそれを使う権利を持っている」とありますが、「そのより良い法律」などを使えるとよいなと思いました。
- 町内の中学校の同年代と自分の意見を分かち合うことで、自らの教養を深めることができた。またいつか、このような機会があるといい。

- 今日のワークショップで、子どもはどんな権利があって、その権利が守られているのかを改めて確認できました。また、他の学校の人の意見を聞いてなるほどと思うこともあったのでよかったです。話し合いでは、子どもには生きたり、教育を受けたり、意見を主張したり、差別をなくしたりする権利があるというところで、そうだなと思う反面、本当に今それが守られていて、子どもが不自由なく暮らしているかということ、難しいところもあるので、大人も子どもも協力して権利が守られるように行動に移したいです。ニュースでもやっているように人権はとても大切なので、このことを考えて生きていきたいです。
- 子どもの権利条約を見て、3校で話し合いをして、改めて自分達が守らなければいけないことや、してもらってきたことを考えさせられました。権利条約の中でも、守られていない例がまだあるので、できるだけたくさんの人に条約があることを知ってもらい、皆が幸せと感じられる社会になるといいと思いました。
- 子どもの意見を言い合い、それを参考にするには、子ども達にとっていい機会だなと思いました。僕も子どもなんですけど、みんな子どもならではの意見があり、なお、それぞれが違う意見だったので、東郷町にとっても、僕らにとっても、ものすごくいい機会でした。この経験を無駄にせず、これからの人生に役立てるように、今後も頑張っていきたいです。東郷町の条例にここで話し合ったことが一つでも入る、もしくは、役立てて東郷町民の暮らしに良い影響が与えられたら幸いです。
- 他の人が、権利についてどんなふうに考えているのかが分かった。子どもが持っている権利は多くあったが、できれば子どもとおして話し合い決めることができたらいいと思った。今までに、こんなふうに真剣に考えたことがなかったので、とても新鮮で考えさせられました。今後、自分の持っている権利を見直しをしたりしていきたいです。そして、私たちの意見も生かされていくとうれしいです。誰もが幸せになれるようなことを考えて作ってほしいと願っています。貧しい国の子どもたちに何かをすることのできる権利も欲しいです。
- 今回、このような場に参加したことで、人の権利というものについて、いろいろと知ることができたと思います。それに、改めて人権の大切さというのも理解でき、いい勉強になったかと思っています。また、このような機会があれば、是非参加して、今回よりもいろいろなことについて知れたらいいかなと思います。
- 知らない人たちがグループを作り、グループワークをすることは初めてでした。いまままで「権利」という言葉を聞いたことがあるものの関わったことがなく、このワークショップで権利というものに関わられて良かったです。また、グループワークで相手の意見を聞いて、自分の意見を言うとかは日常にも使えて、ケンカした後もそのことが大事なので、この経験はとても良い経験でした。
- 最初は権利のことなど全く分からなくて、隣の人の紹介やオークションをやって、人権に関係のなさそうなことをやっていて、まだワークショップに慣れずにいたのですが、後半の人権について考えたときには、自分よりも小さい子ども達などがどうしたら幸せでいられるかななどを考えさせられて、何もわからなかった自分が東郷町のため、自分のためにやれていたんだと改めて終わってから感じました。子どもは、「生きる・育てられる・差別をされない」の3つは、とても大切だなと気づきました。自分の意見があまり皆と違っていたので不安だったりもしましたが、最後までやれたので良かったです。
- 今まで、子どもに権利があるということ知らなかった。(条文が) 42条もあるということに驚いた。条例を決めていくときに、全て大切な権利だと感じた。1つの条例に対して、いろいろな感じ方があると感じた。

- 3校が集まったということで、全く知らない子たちと話せるかがとても不安でした。しかし、他者紹介などをして、どんどん打ち解けていくことができ、最後は少しグループの子とは仲良くなれたと思います。本題の方では、私はあまり「権利」について全くと言っていいほど知りませんでした。しかし、資料などを参考に、グループのみんなまで権利について話し合ってみると、様々な内容の権利を知ることができました。よく分かるような権利、あまり理解ができない権利などがあったので、このワークショップを機に「子どもの権利」について、少しでも考えて、このような場がもしも設けられたら、そこで発表していきたいと思いました。なかなか上手く話すことができず、更にまとめることもできなく、グループの子には迷惑ばかりをかけてしまいました。東郷町・日本をもっと「子どもも大人も」住みやすい町づくり・国づくりを、今の大人・今の子どもが大きくなったらやれるといいと思いました。
- 「子どもの権利条約」があることを、今日はじめて知りました。第42条（子どもは「子どもの権利条約」を知る権利を持っています。）が守られていないなと思いました。今日、条例について考えて、子どもが色々なことに守られていることが分かりました。その分、守らなければならない「責任と義務」を、私たちは守らないといけないと思いました。私のように「子どもの権利条約」を知らない人は、他にもいると思うので、学校などでも内容を説明したりすると、たくさんの人に知られるのではないかと思います。

中日新聞 なごや東版 (2013. 8. 20)

2013年(平成25年)8月20日(火曜日)
18

子どもの権利に関する条例 自分たちの声も



東郷で中学生が議論

東郷町は十九日、子どもの基本的権利を保障する「子どもの権利に関する条例」の制定に向け、子どもたち自身で考えてもらうワークショップを同町のイーストプラザこまい館で開き、中学生十八人が参加した。参加者からは「毎日学校に行ける権利は大切」「ニュースで自殺を見ると権利が守られていないと感じる」などの意見が出た。(並木智子)

条例は、平等に教育を受ける権利などを定めた国連の「子どもの権利条約」をより地域に浸透させることが狙い。来年三月の町議会に条例案を提出し、四月からの施行を目指すとしている。

町は今年一月から準備を始めた。これまでに、子どもの権利が守られているかどうかなど現状についてのアンケートを町民千人と、中学一年生と小学五年生を選べ合う中学生たち「東郷町のイーストプラザこまい館」で

毎日学校に行ける ■愛情を込めて育てられる

ワークショップに参加した中学生は、町の三中学校から各六人。参加者は三グループに分かれて、大切に思う権利や守られていないと感じることを述べ合った。最後に各グループごとに意見をワークシヨップに参

なごや東版



立方体の構成
山崎 進
江南市美術協会所属

ニュース、情報は下記へ
社会部
052-231-1650・5919
Eメール
shakai@chunichi.co.jp

瀬戸支局 千489-0809
瀬戸市共栄通4-8
0561-82-3121 Fax 82-5316

日進通信部 千470-0113
日進市栄2-214
0561-74-2002 Fax 74-2003

春日井支局
0568-81-2036 Fax 81-2797

犬山通信局
0568-61-2612 Fax 61-2613

小牧通信局
0568-72-1177 Fax 72-6530

中日新聞へのご意見は
読者センターへ
052-221-0800 Fax 221-0819
Eメール
center@chunichi.co.jp